

第4次小牧市環境率先行動計画

(小牧市地球温暖化防止実行計画)



人と人、人と自然が共生し、資源と
情報が循環するまちづくりのために

平成11年12月
(最終改定 平成31年4月)

小牧市

目 次

	ページ
1 計画の背景	1
2 取組の基本的考え方	1
3 計画の期間	2
4 計画の対象	2
5 対象となる温室効果ガス	2
6 本市の温室効果ガス排出状況	3
7 温室効果ガス排出量の削減目標	4
8 行動目標	5
9 具体的行動	5
10 計画の推進	6

1 計画の背景

地球温暖化は、人類共通の重大な課題であり、人間活動が地球温暖化の主な原因である可能性が高いといわれております。

平成9年12月に京都で開催された「気候変動に関する国際連合枠組条約第3回締約国会議（COP3）」では、先進国に温室効果ガス排出削減目標を定めた「京都議定書」が採択されました。その後の締約国会議を経て、平成27年12月にフランスのパリで開催されたCOP21において、世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をするため、先進国から途上国まですべての国が参加する初めての国際ルールである「パリ協定」が採択されました。

日本においては、平成27年7月には、COP21に先駆けて「2030年度までに温室効果ガス排出量を2013年度比で26%削減の水準にする」という目標（日本の約束草案）を決定し、平成28年5月には日本唯一の地球温暖化に関する総合計画である「地球温暖化対策計画」が閣議決定されました。

地方公共団体では、一事業者、一消費者であることを認識し、率先して自身の活動に関する環境負荷の低減を図ることが必要となります。また、「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）」第21条第1項により、すべての地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガス排出を抑制するための実行計画（事務事業編）の策定が義務付けられています。

小牧市においては、平成11年12月に「小牧市環境率先行動計画（以下「計画」という。）」を策定し、温室効果ガス排出量の削減を推進してきました。適宜計画を見直し、効果的な施策を実施してきており、平成31年4月より新たな第4次計画の下、引き続き地球温暖化対策を推進していきます。

2 取組の基本的考え方

本計画は、温対法第21条第1項により策定が義務付けられている「地方公共団体実行計画（事務事業編）」として位置付け、小牧市環境マネジメントシステムにより、小牧市の事務・事業

活動における温室効果ガスの排出抑制、省エネルギー、省資源及び廃棄物の減量を図ることを目的とします。

3 計画の期間

本計画の期間は、2019年度から2023年度までの5年間とします。また、本計画の基準年度は、温室効果ガスの排出抑制、省エネルギーに関する取組については、国の「約束草案」及び「地球温暖化対策計画」と同様に2013年度とし、省資源、廃棄物の減量に関する取組については、2018年度を基準年度とします。

4 計画の対象

本計画の対象は、小牧市が行うすべての事務・事業とします。

なお、温室効果ガス排出量削減についての評価は原則全ての施設で行いますが、基準年度から施設の増加があった場合には、基準年度の施設のみを対象とした評価も行うこととします。

5 対象となる温室効果ガス

対象となる温室効果ガスは、二酸化炭素・メタン・一酸化二窒素・ハイドロフルオロカーボンとし、その他の温室効果ガスについては、本市の事業で発生することがないため、対象としないこととします。

温室効果ガスの種類	排出される活動
二酸化炭素 (CO ₂)	電気、都市ガス、LPG、A重油、ガソリン、軽油、灯油の使用
メタン (CH ₄)	公用車の走行
一酸化二窒素 (N ₂ O)	公用車の走行
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	カーエアコンの使用

6 本市の温室効果ガス排出状況

本市の事務・事業活動における温室効果ガス排出状況は図(1、2)のとおりです。基準年度である2013年度と比較すると温室効果ガス排出量は減少しているものの、近年は増加傾向となっています。

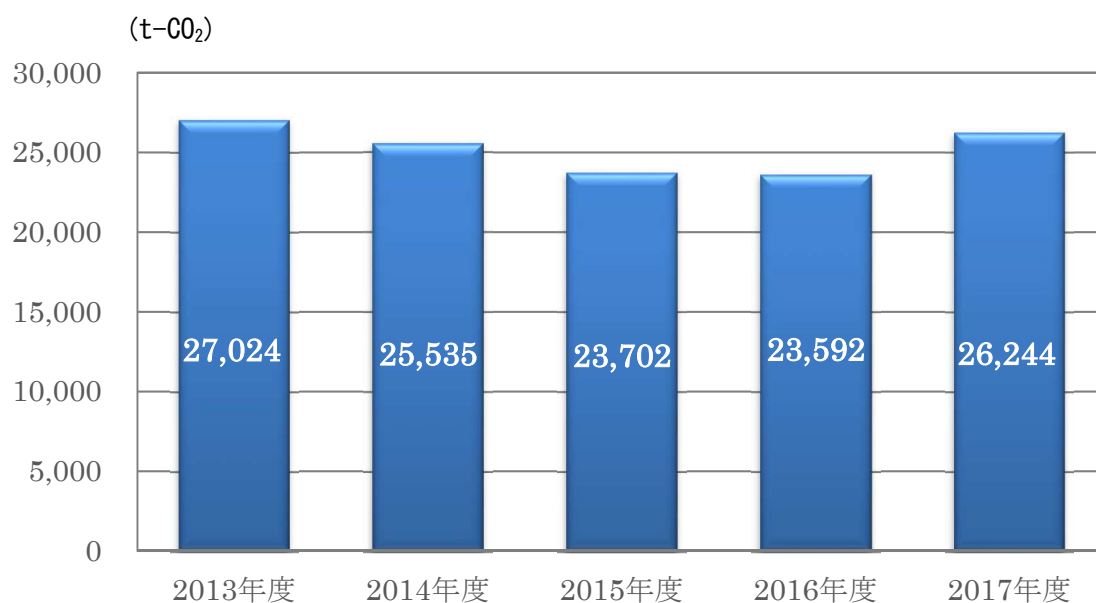


図1 温室効果ガス排出量推移

活動区分	活動量		ガスの種類	温室効果ガス排出量(t-CO ₂)	
		単位			構成比
燃料の使用	ガソリン	89,581	L	CO ₂	208 0.8%
	灯油	1,471	L	CO ₂	4 0.0%
	軽油	57,841	L	CO ₂	149 0.6%
	A重油	1,017,670	L	CO ₂	2,758 10.2%
	CNG	9,389	m ³	CO ₂	21 0.1%
	LPG	6,221	m ³	CO ₂	37 0.1%
	都市ガス	2,403,190	m ³	CO ₂	5,359 19.8%
電気の使用	36,210,852	kWh	CO ₂	18,473 68.4%	
公用車の走行	1,345,581	km	CH ₄ ・N ₂ O	12 0.0%	
カーエアコンの使用	197	台	HFC	3 0.0%	
合計				27,024 100.0%	

図2 基準年度(2013年度)における区分別温室効果ガス排出量

7 温室効果ガス排出量の削減目標

本計画における温室効果ガス排出量の削減目標は、計画終了年度である2023年度において、基準年度(2013年度)比で17%以上削減します。

また、将来を見据えた中長期的な削減目標として、国の「約束草案」及び「地球温暖化対策計画」に基づき、2030年度において2013年度比で40%以上の削減を図ります。

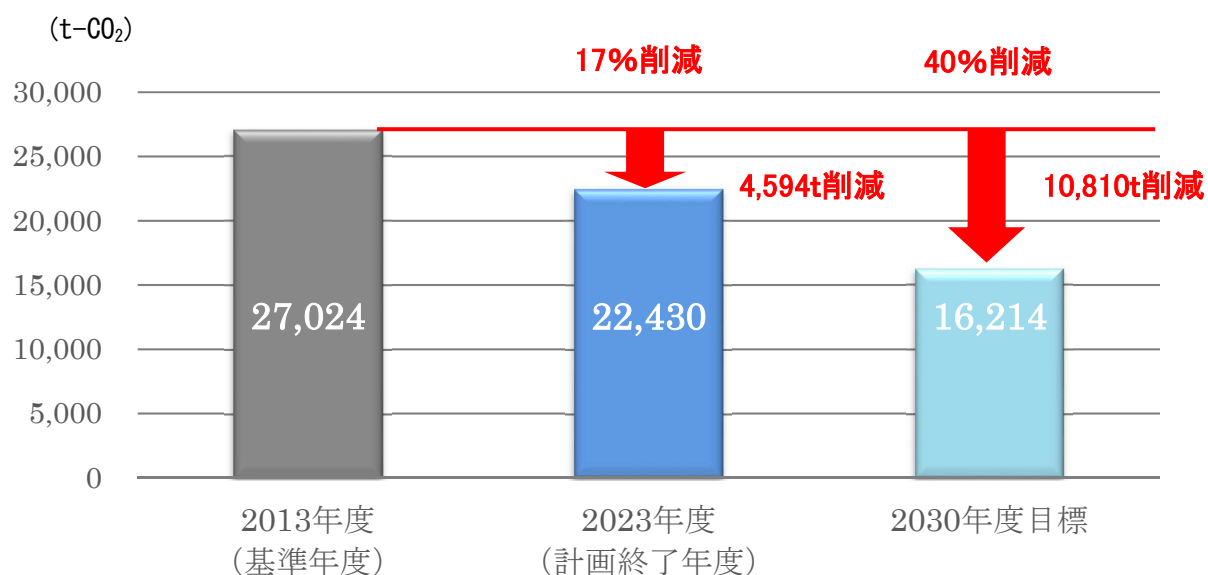


図3 基準値と目標値

[参考] 日本の約束草案

	2030年度の各部門の排出量の目安	2013年度 (2005年度)
エネルギー起源 CO ₂	927	1,235 (1,219)
産業部門	401	429 (457)
業務その他部門	168	279 (239)
家庭部門	122	201 (180)
運輸部門	163	225 (240)
エネルギー転換部門	73	101 (104)

※地方自治体は「業務その他部門」に分類され、削減率は2013年度比39.7%減となっている。

8 行動目標

事務・事業における温室効果ガスの排出抑制、省資源、省エネルギー及び廃棄物の減量を図るための行動目標を以下のとおりとします。

行動要素	項目	目標
①電気・ガスの使用	エネルギー消費量(原油換算)	基準年度(2013)比17%以上削減します。
②公用車の使用	燃料の使用	基準年度(2013)比17%以上削減します。
③紙の使用	コピー・印刷用紙の使用	基準年度(2018)の購入量以内とします。
④廃棄物の発生	燃やすごみの発生	基準年度(2018)の発生量以内とします。
	破碎ごみの発生	基準年度(2018)の発生量以内とします。

9 具体的行動

前記行動目標に向け、以下のとおり具体的行動を定めます。なお、行動にあたっては、小牧市環境マネジメントシステムにおける「省エネルギー配慮行動実施手順書」及び「廃棄物リサイクル・減量化作業手順書」に基づき実施します。

行動要素	配慮事項
①電気、ガスの使用	<ul style="list-style-type: none">・電源スイッチの適正管理に努めます。・LED及び高効率照明の導入を図ります。・ガス使用機器の適正管理に努めます。
②公用車の使用	<ul style="list-style-type: none">・エコドライブを実践します。・公用車の管理を徹底し、次世代自動車の導入を図ります。・公共交通機関の利用促進を図ります。
③紙の使用	<ul style="list-style-type: none">・コピー、印刷は、適正部数を作成するとともに両面使用を徹底します。・情報化技術を活用しペーパーレス化を図ります。
④廃棄物の発生	<ul style="list-style-type: none">・分別、リサイクルを推進します。

※その他取組

①環境省が推奨している「COOL CHOICE」に賛同し、省エネ・低炭素型の製品への買換・サービスの利用・ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資する「賢い選択」に取り組めます。

◇クールビズ:6月から9月までの4ヶ月間を実施期間とし、冷房温度の適正管理(室温28℃)とともに、快適に過ごせる軽装を励行します。

※5月及び10月を移行期間とします。

◇ウォームビズ:11月から3月までの5ヶ月間を実施期間とし、暖房温度の適正管理(室温19℃)に努めます。

②毎月第1水曜日を、「ノーカーデー」とし、職員がマイカー通勤を自粛するよう呼びかけの日とします。

③紙製品の購入、印刷物の発注にあたっては、より白色度の低い、古紙配合率の高い用紙を使用します。

④物品の購入にあたっては、グリーン購入を推進するとともに、物品の長期使用に努めます。

⑤施設の新築・改築・設備更新時には、再生可能エネルギー設備・高効率機器の導入などによる省エネルギー化を推進します。

⑥施設の緑化にあたっては、対敷地面積の緑化率を既存施設は現状維持、新築は20%以上となるように努めます。

⑦環境に関する研修を充実し、環境に関する情報が定期的に職員に提供されるよう配慮することにより、環境保全意識の向上を図ります。

⑧小牧市環境基本計画(地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編))との整合・連携を図り、施策を推進します。

10 計画の推進

本計画の推進については、小牧市環境マネジメントシステムにより推進します。

(1) 推進体制

小牧市環境マネジメントシステムの推進組織により、全庁的に点検・評価を行い推進します。また、各職場での推進に関しては、EMS推進員が所属職員への助言・指導を行うこととします。

(2) 成果の公表

この計画の成果については、温対法第21条第10項に基づき調査・集計し、ホームページ等を通じ公表します。

改定履歴

年月	内容
平成11年12月	第1次計画策定(期間:平成11年度～平成14年度)
平成12年4月	一部改定(記載事項の変更)
平成15年5月	第2次計画策定(期間:平成15年度～平成19年度)
平成20年2月	計画期間延長(～平成20年度)
平成21年3月	第3次計画策定(期間:平成21年度～平成30年度)
平成27年4月	一部改定(記載事項の変更)
平成30年4月	一部改定(記載事項の変更)
平成31年4月	第4次計画策定(期間2019年度～2023年度)